

○農林水産省告示第千四十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年七月三十一日

農林水産大臣 林 芳正

第六条第二号中「別表第六に掲げる」を「国際植物防疫条約に基づき設置された植物検疫措置に関する委員会が定める植物検疫措置に関する国際基準第十五（ISPM15）の附属書一の規定に適合する」に、「別記様式」を「当該国際基準第十五の附属書二の規定に適合する方式」に改める。
別表第六及び別記様式を削る。